

中国語原文	日本語仮訳
<p data-bbox="204 322 767 398">企业货物贸易项下对外债权登记管理问题解答 (第一期)</p> <p data-bbox="352 418 619 450">发布时间:2008-11-12</p> <p data-bbox="349 465 622 497">来源: 国家外汇管理局</p> <p data-bbox="193 609 619 640">1、什么是货物贸易项下对外债权?</p> <p data-bbox="193 658 778 972">企业货物贸易项下境外债权包括进口预付货款和出口延期收款。预付货款是指货物进口合同约定付汇日期早于合同约定进口日期或实际付汇日期早于实际进口报关日期付汇。延期收款是指货物出口合同约定收汇日期晚于合同约定出口日期或实际收汇日期晚于实际出口报关日期 90 天以上(不含)的收汇。</p> <p data-bbox="193 1232 778 1308">2、货物贸易项下对外债权登记的适用范围是什么?</p> <p data-bbox="193 1326 778 1594">在境内注册的企业,其从事一般贸易、加工贸易,或转口贸易、保税货物贸易等其他特殊方式贸易时发生的预付货款或延期收款,无论企业注册地是否在特殊经济区域,无论货物是否进出口,无论出口收入是否纳入联网核查,均要办理贸易项下对外债权登记。</p> <p data-bbox="193 1805 759 1836">3、企业如何办理货物贸易项下预付货款登记?</p> <p data-bbox="193 1899 778 1975">企业应通过互联网或前往所在地外汇局登陆国家外汇管理局网上服务平台</p>	<p data-bbox="821 322 1391 398">企業貨物貿易項目下の對外債權登記管理問題の回答(第1期)</p> <p data-bbox="976 418 1233 450">公布日:2008-11-12</p> <p data-bbox="963 465 1246 497">出所: 国家外貨管理局</p> <p data-bbox="805 609 1327 640">Q1. 貨物貿易項目下の對外債權とは何か?</p> <p data-bbox="805 658 1388 1164">A1. 企業の貨物貿易下の国外債権には、輸入前払いと輸出ユーザンス回収が含まれる。前払いとは、貨物輸入契約で約定された外貨支払日が契約で約定された輸入日よりも早い、或いは実際の外貨支払日が実際の輸入通関日よりも早い外貨支払を指す。ユーザンス回収とは、貨物輸出契約で約定された外貨受取日が契約で約定された輸出日よりも後の、或いは実際の外貨受取日が実際の輸出通関日よりも 90 日超後の外貨受取を指す。</p> <p data-bbox="805 1232 1388 1308">Q2. 貨物貿易項目下の對外債權登記の適用範囲とは何か?</p> <p data-bbox="805 1326 1388 1738">A2. 国内で登記する企業が、一般貿易、加工貿易、仲介貿易、保税貨物貿易等その他特別な方式の貿易に従事する際に発生した前払いとユーザンス回収は、企業の登記地が特別経済区域であるか否か、貨物が通関しているか否か、輸出受取がオンライン照合・審査を受けているか否かに関わらず、貿易項目下の對外債權登記を行わなければならない。</p> <p data-bbox="805 1805 1382 1881">Q3. 企業は貨物貿易下の前払登記をどのように行えばよいか?</p> <p data-bbox="805 1899 1372 1975">A3. 企業はインターネットで或いは所在地の外管局に赴き、国家外貨管理局インターネ</p>

(www.safesvc.gov.cn) 进行登记。登陆后在左上角“类型”选择“企业”，然后在“企业代码”栏输入本企业的组织机构代码，在“密码”栏输入密码，初始密码统一为“12345678”。登陆后应及时修改密码。

预付货款登记包括合同登记、付汇登记、指定付汇银行和注销申请共四个步骤：

(1) 合同登记。自 2008 年 11 月 15 日起，企业新发生进口预付货款，须登陆系统办理预付货款合同登记。其中，进口合同中含预付货款条款的，企业应在合同签约之日起 15 个工作日内，办理合同登记；进口合同中未约定预付货款条款的，企业应在实际发生预付货款前 15 个工作日内同时办理合同登记和付汇登记。

(2) 付汇登记。企业应于预付货款对外支付前 15 个工作日内办理付汇登记。企业只能为已经办理了合同登记的预付货款办理付汇登记。

(3) 指定付汇银行。经外汇局确认的预付货款可进行对外付汇，在对外付汇前，企业应在系统中指定付汇银行，以确保该笔预付货款的信息可以传递到该银行，否则银行无法办理对外付汇。

(4) 注销申请。已登记预付货款项下货物报关进口（或进口备案）或货物未进口发生退汇

ットサービスプラットフォーム

(www.safesvc.gov.cn)にログインし、登記を行う。ログイン後、画面左上の角の「類型」で「企業」を選択してから、「企業コード」欄で企業の組織コードを入力し、「パスワード」欄にパスワードを入力する。初期パスワードは統一して「12345678」に設定。ログイン後、すぐにパスワードを変更する。

前払登記は契約登記、支払登記、外貨支払銀行の指定、消込申請の 4 つのステップを含む。

(1) 契約登記。2008 年 11 月 15 日より、企業に新たに発生する輸入前払いは、システムにログインし前払契約登記を行わなければならない。そのうち、輸入契約中に前払い条項を含む場合、企業は契約の締結日から 15 営業日以内に、契約登記を行わなければならない。契約中で約定されておらず実際に前払いが発生する場合、企業は実際に前払いが発生する前の 15 営業日以内に前払契約登記と支払登記を同時に行わなければならない。

(2) 支払登記。企業は、前払対外支払い前の 15 営業日以内に支払登記を行わなければならない。企業は契約登記を行った前払いに対してのみ支払登記を行うことができる。

(3) 外貨支払銀行の指定。外管局の確認を経た前払いは対外外貨支払いを行うことができ、対外外貨支払い前に、企業はシステム上で外貨支払銀行を指定し、当該前払い情報を銀行に伝えなければならない、然もなければ、銀行は対外外貨支払いを実施することができない。

(4) 消込申請。既に登記された前払項目下の貨物が通関輸入（或いは輸入届出）、或い

<p>的，企业应在货物进口报关单（或进口货物备案清单）签发之日起或退汇之日起 15 个工作日内，登陆系统办理预付货款注销申请。企业为该笔货物进口或退汇办理完核销后，凭进口付汇核销证明材料办理注销。待外汇局确认后，该笔预付货款占用的额度自行恢复。</p>	<p>は貨物が輸入されず外貨返金を行う場合、企業は貨物輸入通関申告書（或いは輸入貨物届出リスト）の発行日または外貨返金日から 15 営業日以内に、システムにログインし、前払消込申請を行わなければならない。企業は該当の貨物を輸入、或いは外貨返金し照合後、輸入外貨支払の許可証明資料を以って消し込みを行う。外管局の確認後、該当する前払い限度額は自動的に回復する。</p>
<p>4、企业是否应该到所在地外汇局逐笔办理预付货款登记手续？需要提交哪些书面资料？</p> <p>企业办理预付货款登记可以不到外汇局，而直接通过互联网办理。登记环节无需向外汇局提供书面资料。</p>	<p>Q4. 企業は所在地の外管局に赴き、都度前払登記手続きを行わなければならないのか？どのような書面の資料を提出する必要があるか？</p> <p>A4. 企業の前払登記は、外管局に行かなくても直接ネット上で行うことができる。登記段階では外管局に対して書面の資料を提出する必要はない。</p>
<p>5、企业非贸易项下预付款是否需要办理预付货款登记手续？</p> <p>本次要求登记的预付货款仅指货物贸易项下，不包括非贸易项下的预付货款。</p>	<p>Q5. 企業の非貿易項目下の前払登記手続きは必要か？</p> <p>A5. 今回の規定では貨物貿易下のみを対象とし、非貿易項目下の前払いは含まない。</p>
<p>6、企业易货贸易项下预付货款和延期收款是否需要登记？</p> <p>如果企业易货贸易项下不发生资金收付行为，则发生的货物贸易债权可以不登记；否则应该按照汇发[2008]56号文的要求办理预付货款登记和延期收款登记手续。</p>	<p>Q6. 企業のバーター貿易項目下の前払いとユーザンスは登記が必要か？</p> <p>A6. もし企業の前払登記とユーザンス回収の登記手続きを行わなければならない。それ以外の場合は、匯發 [2008] 56 号の規定に従い、前払登記とユーザンス回収の登記手続きを行わなければならない。</p>
<p>7、保税区内的企业是否要办理预付货款登记？</p> <p>保税区内的所有企业，如果有预付货款的，</p>	<p>Q7. 保税区内の企業は前払登記が必要か？</p> <p>A7. 保税区内のいかなる企業も、前払いが発生</p>

<p>均應辦理預付貨款登記。</p>	<p>すれば前払登記を行わなければならない。</p>
<p>8、保稅區外企業向保稅區內企業支付預付貨款時是否需要登記？ 不需要</p>	<p>Q8. 保稅區外の企業が保稅區内の企業に支払う前払いは登記が必要か？ A8. 不要。</p>
<p>9、11月15日之前簽約的預付貨款合同，在11月15日之後實際對外支付，是否需要辦理預付貨款登記？ 應該辦理預付貨款登記。</p>	<p>Q9. 11月15日前に契約した前払い契約で、11月15日後に實際の對外支払いを行う場合、前払登記が必要か？ A9. 前払登記は必要。</p>
<p>10、企業在11月15日前對外支付的預付貨款是否需要進行登記？ 不需要。</p>	<p>Q10. 企業が11月15日前に對外支払いを行った前払は登記する必要があるか？ A10. 不要。</p>
<p>11、從網上服務平台進行預付貨款合同登記時，實際簽訂的進口合同編號多於系統要求輸入的14位編號，該怎麼辦？ 企業可以摘取進口合同編號中的一部分輸入，摘取輸入的合同編號易於企業識別即可。</p>	<p>Q11. ネット上のサービスプラットフォームで前払いの契約登記を行う際に、実際に締結した輸入契約の番号の桁数がシステムが要求する14桁より多い場合、どうすればいいか？ A11. 企業は輸入契約番号の一部を選んで入力することができ、入力した番号は企業が識別しやすいものでよい。</p>
<p>12、進口合同约定的币种實際對外支付的币种是否可以不一致？ 可以。企業進行合同登記和付匯登記時，應分別按照合同约定和實際對外支付的需要進行登記。銀行對外付匯時，只能按照企業付匯登記的币种和金額辦理對外付匯。</p>	<p>Q12. 輸入契約で約定した幣種と實際の對外支払幣種が異なってもよいか？ A12. 異なってもよい。企業は契約登記と支払登記を行う際に、契約の約定及び實際の對外支払いニーズに基づき登記する。銀行は對外外貨支払を行う際に、企業の支払登記の幣種と金額に基づき對外外貨支払いを行わなければならない。</p>
<p>13、企業在系統中登記的預付貨款，能不能修改？ 對於已辦理合同登記的預付貨款，企業在</p>	<p>Q13. 企業がシステム上で登記した前払いは、修正することができるか？ A13. 契約登記を行った前払いについて、支払</p>

<p>办理付汇登记前，可自行在系统中修改或删除原有合同登记信息。对于已办理付汇登记的，企业仅可对合同登记信息进行修改，不可删除。</p> <p>对于已办理付汇登记的预付货款，企业在实际支付前可自行在系统中修改或删除原有付汇登记信息。对于已经实际支付的，企业可依据进口合同变更条款，自行在系统中对预付货款付汇登记预计进口日期进行修改，并将相应变更合同留存备查。</p>	<p>登記を行う前に、企業は自らシステム上で修正、削除することができる。支払登記を既に行った場合、企業は契約登記情報を修正することはできるが、削除できない。</p> <p>支払登記を既に行った前払いについて、実際に支払う前に、企業は自らシステム上で支払登記情報を修正、削除することができる。実際に支払い済みの場合、企業は輸入契約の変更条項に基づき、自らシステム上で前払支払登記の輸入予定日を修正することができ、対応する変更契約を保管し検査に備える。</p>
<p>14、企业预付货款登记后，需要多长时间才能对外付汇？</p> <p>企业应在预付货款对外支付前 15 个工作日内进行付汇登记。企业每日进行付汇登记的预付货款，外汇局通过系统于当晚 23 时对其进行逐笔确认，企业在第二天可以获得该笔预付货款是否可以对外付汇的信息。</p>	<p>Q14. 企業が前払登記を行ってから、対外外貨支払いまではどのぐらい時間がかかるか？</p> <p>A14. 企業は前払対外支払前の 15 営業日以内に支払登記を行わなければならない。企業が毎日支払登記を行った前払いに対して、外管局はシステムを通じて毎晩 23 時に 1 件毎に確認を行い、企業は翌日に当該前払いが対外支払いできるかどうかの情報を得られる。</p>
<p>15、货物未进口发生退汇的，企业收到的预付货款可能比最初付汇金额多，注销时以哪个金额作为注销标准？</p> <p>货物未进口发生退汇的，可能由于利息等原因导致退汇的金额大于付汇登记的金额。企业在网上申请注销时，应如实填写退汇的金额，系统自动选择付汇金额和退汇金额中的较小值进行注销。</p>	<p>Q15. 貨物が輸入されず返金となり、企業が受け取った前払金が当初支払った金額より多い場合、消込時にどの金額を基準とするか？</p> <p>A15. 貨物が輸入されず返金となった場合、利息等の理由で返金金額が支払登記金額より大きくなることがある。企業はネット上で消込を申請する際に、事実通りに返金金額を記入する。システムは自動的に支払金額と返金金額のうちの小さい金額を以って消込を行う。</p>
<p>16、企业能否申请调整预付货款基础比例？</p>	<p>Q16. 企業は前払基礎比率の調整を申請することができるか？</p>

<p>预付货款基础比例无法满足需求的企业可申请调整预付货款基础比例时，并向外汇局提交书面申请、企业前三年进口及付汇(含预付货款)情况、企业预付货款登记情况、相关进口合同主要调控及其他材料。</p> <p>所在地外汇局在审核贸易真实性的基础上，在系统中为符合审核要求的企业调整预付货款基础比例，并以适当方式告知企业。</p>	<p>A16. 前払基礎比率が実需を満たせない場合、企業は前払基礎比率の調整を申請することができる。申請時、外管局に書面申請、企業の直近3年の輸入及び外貨支払(前払いを含む)状況、企業前払登記状況、関連輸入契約の主要条項(訳者注1)及び他の資料を提出する。</p> <p>所在地外管局は貿易の真实性を審査した上、システム上で審査要件を満たした企業に対して前払基礎比率を調整し、適当な方法で企業に通知する。</p>
<p>17、由于特殊原因需要超比例办理预付货款对外付汇的，能否向外管局提出申请？</p> <p>因特殊原因，企业如需超出规定比例办理预付货款对外付汇的，企业应向外管局申请预付货款付汇登记确认，并提交书面申请、企业前12个月进口和收结汇(含预付货款购付汇)情况、相关进口合同主要条款合同及其他材料。</p> <p>所在地外汇局在审核贸易真实性的基础上，为符合审核要求的预付货款进行确认，并以适当方式告知企业。</p>	<p>Q17. 特別な原因により比率を超えて前払いの対外外貨支払を行う場合、外管局に申請できるか？</p> <p>A17. 特別な原因により、規定比率を超えて前払いの対外外貨支払を行う必要がある場合、企業は外管局に前払支払登記の確認を申請し、書面申請、企業の直近12ヶ月の輸入、外貨購入・支払(前払いの外貨購入・支払を含む)状況、関連輸入契約の主要条項及びその他の資料を提出する。</p> <p>所在地外管局は真实性を審査した上、審査要件を満たした企業に対して前払の確認を行い、適宜の方法で企業に通知する。</p>
<p>18、企业向外管局提出超比例预付货款结汇申请时，如何证明其贸易背景的真实性？</p> <p>预付货款的真实性最终要看与预付货款相关的货物是否可能在将来按照合同约定时间实际报关进口。在提出超规定比例办理预付货款结汇申请时，企业至少应当向外管局说明以下情况：(一) 该企业过去一年向境外付汇和实际进口情况，以证明该企业有良好的合同履行记录和</p>	<p>Q18. 企業が外貨管理局に規定比率を超過する前払金の外貨支払(訳者注2)申請を提出する際、如何にして貿易背景の真实性を証明するか？</p> <p>A18. 前払金の真实性は最終的に前払金の関連貨物が将来契約書で約定された期日に実際に通関輸入されるかどうかを見る必要がある。規定比率を超過する前払金の外貨支払(訳者注2)申請を提出するに際して、企業は少なくとも外貨管理局に以下の状況を説明しな</p>

※弊社が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
 ※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。

<p>履约能力。(二) 该企业的生产、采购或经营能力与其签定的合同规模相适应。(三) 该企业是否属于船舶、大型成套设备、新兴鼓励行业或政府重点扶持企业等。外汇局将综合考虑上述因素，并决定该企业超规定比例办理预付货款付汇的规模。</p> <p>企业应当主动适应当前的预付货款管理政策，严格控制自身的预付货款规模，审慎提出付汇申请。</p> <p>19、信用证方式下是否需要办理预付货款登记？ 不需要。</p>	<p>なければならない。(一) 当該企業の過去1年の国外への外貨支払と実際の貨物輸入状況により、当該企業が良好な契約履行記録と契約履行能力を有することを証明する。(二) 当該企業の生産、購買或いは経営能力とその締結した契約の規模が適当である。(三) 当該企業が船舶、大型プラント設備、新興奨励産業或いは政府の重点サポート企業等であるかどうか等。外管局は上述の要素を総合的に考慮の上、当該企業の規定比率を超過する前払外貨支払規模を決定する。</p> <p>企業は主体的に当面の前払金外貨転管理政策に対応し、厳格に自身の前払金の規模をコントロールし、慎重に外貨支払申請を提出しなければならない。</p> <p>Q19. 信用状方式下のものは前払登記を行う必要があるか？ A19：不要。</p>
---	--

(訳者注1) 原文は「調控」(コントロール) となっているが、条文の内容から「條款」(条項) として翻訳。

(訳者注2) 原文は「結匯」(人民元転) となっているが、条文の内容から、「付匯」(外貨支払) として翻訳。

【日本語仮訳：三菱UFJリサーチ&コンサルティング】